

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	特定商品等の預託等取引契約に関する法律による消費者への情報開示の強化	
担当部局	取引対策課	電話番号:03-3507-9213
評価実施時期	平成25年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(規制の目的)                      預託等取引契約の締結及びその履行を公正なものとし、重大な消費者被害を未然に防止するため、消費者による適正な契約の締結、更新及び解除に資するような財務情報等の開示強化を行う。</p> <p>(規制の内容)                      ① 財務内容の透明性確保のための財務情報の開示強化                      預託等取引業者が、契約締結前に消費者に交付する概要書面及び事務所に備え置き消費者の閲覧に供する書類のそれぞれにおいて、消費者との取引残高に関する情報や預託の対象商品に関する詳細情報等の、財務関係の記載事項を大幅に拡充し、財務内容の透明性の確保を図る。                      ② 財務内容の適正性と信頼性確保のための監査情報の開示強化                      預託等取引業者が作成・開示した財務書類の適正性・信頼性を担保するため、会社法に基づく事業報告及び計算書類並びにそれぞれに係る附属明細書を添付させるとともに、会計監査人監査(いわゆる外部監査)及び監査役監査(いわゆる内部監査)に係る情報の開示等を義務付け、監査報告書を添付させることとする。</p> <p>(規制の必要性)                      預託等取引契約は、預託等取引業者が預託を受けた商品等の返還や一定の利益の提供等を運用の結果如何に関係なく行う義務を負う一方で、預託等取引業者の経営状況の悪化等その債務の履行期までに様々な変化が生じ得るため、債務履行の不確実性が存在し、社会的に看過し得ないような経済的被害が発生する可能性を有している。そのため、預託法では、契約締結前は書面交付によって、契約締結後は消費者の要求に応じて、預託等取引業者の業務及び財産の状況等に関する情報を提供することを定め、また、預託法は消費者に対しクーリング・オフ及び中途解約権を付与している。これらによって消費者が自己の判断に基づいて、預託等取引業者等と適正に契約関係を結ぶこと及び契約関係から離脱することを可能としている。したがって、消費者が預託等取引契約の締結、更新及び解除に係る意思決定を必要な情報に基づき適正に行うことを可能とし、消費者被害を未然に防止するため、当該情報の開示強化を行う必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則
想定される代替案	預託等取引契約に関し、消費者の適切な判断に資する財務情報等の開示強化を行う、という目的を達成するためには、現行の規制内容では不十分である、という事態を受けて今回情報開示内容を強化するものであるため、代替案はない。	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	①については、事業者にとって、当然に記録・認識されるべきものであるため、適正に業務を営む通常の事業者には当該情報を把握するための実質的な追加費用は発生しない。 ②については、契約締結前に消費者に交付する概要書面及び事務所に備え置き消費者の閲覧に供する書類それぞれについて作成等の費用が発生するが、記載する内容としては、預託等取引業者の監査状況に関する事項であって、実質的な追加費用は発生しない。	
(行政費用)	預託等取引業者に課せられる規制の遵守状況について、消費者被害発生状況等の把握に努め、預託等取引業者が預託法違反行為をし、かつ行為を引き続きするおそれがあると認めるとき等は、当該業者に対し、業務停止命令又は消費者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命じる、といった業務が発生するが、通常業務の範囲内で対応可能であると予想される。	
(その他の社会的費用)	特に想定されるものはない。	
規制の便益	便益の要素	
	財務情報等の開示強化を行い、預託等取引業者に預託等取引契約に基づく債務残高、預託等事業の収益性及び契約の対象となっている特定商品の実在性等についてあらためて認識を促すことによって取引の適正化が図られ、また、消費者は預託等取引業者のより詳細な財務情報等に基づき、契約の締結、更新及び解除が可能となる。したがって、取引の適正化と消費者被害の未然防止によって、消費者の利益の保護が可能となる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>規制の便益の面に関しては、次の2点が考えられる。                      1点目としては、預託等取引業者に対し、財務情報等の開示強化を通じて、経営管理に資する情報の把握を間接的に促し、より健全な事業経営及びより適正な取引が行われる効果が期待できる。                      2点目としては、消費者は、預託等取引業者に関するより詳細な財務情報等の開示を受けることによって、より正確なリスク評価に基づいた、契約の締結、更新及び解除に係る意思決定を行うことが可能となり、重大な消費者被害の未然防止が図られ、消費者利益の保護が可能となる。                      他方、規制の費用の面に関しては、個々の預託等取引業者の事業内容等により区々となるため定量的な把握は困難ではあるが、預託等取引業者の破綻による経済的被害を考慮し、同様の被害を未然に防止する便益と比較すれば、十分に正当化されるものであると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし。	
レビューを行う時期又は条件	会計基準の見直し等の動向を踏まえ、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らし、預託法において預託等取引業者が消費者に開示することとなっている財務情報等の内容について、必要に応じて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	特になし。	